

多様化が進んだ「介護移民」

—— パンデミック下での業務と意識に焦点をあてて

大野 俊（清泉女子大学）

マリオ・アイバン・ロペズ（京都大学）

はじめに

人手不足が深刻化する日本の高齢者介護の現場では、近年、年を追って外国人スタッフが増えている。日本とインドネシア・フィリピン・ベトナムの政府間の経済連携協定（EPA）の枠組みで来日の「EPA人材」のほか、ここ2～3年は技能実習生、専門学校に留学して介護福祉士の資格取得を目指す「介護留学生」、2019年度に創設された在留資格「特定技能」取得者など、数の増加とともに在留資格や民族の多様化が進んでいる。それとともに、同一職場で在留資格や国籍の異なる外国人スタッフが日本人スタッフと協働するケースが増えてきた。厚生労働省の調べでは、日本の医療・福祉分野で働く外国人労働者の総数は2019年10月末時点で34,261人で、その1年前より8,175人も増えている。この増加分の大半が介護人材とみられる。

そうした情勢下、新型コロナウイルスの感染拡大が日本で起きた。彼らが勤務する介護現場にも波及し、2020年11月24日までに全国の福祉施設で452件の複数人感染が起きたとの報道がある（『朝日新聞』朝刊、2020年11月29日）。筆者は、コロナ禍が彼らの業務や生活に及ぼした影響などを探るため、日本各地の介護施設で働く外国人スタッフ、日本人管理者らに対面とオンラインの両方を併用してインタビューを実施した。近年、介護分野の技能実習生や留学生が急増した福岡県では、感染が比較的に抑えられていた2020年10月下旬に彼らを対象に面談調査も実施した。本論考は、上記の調査も踏まえ、日本の「介護移民」受入れの進展とパンデミック下での

彼らの業務や意識などについて論じ、今後の受入れについても展望する。

1. 介護分野で急速に進んだ技能実習生・留学生としての受入れ

日本の介護施設で働く外国人は従来、在日コリアン、フィリピン人妻ら日本で永住ビザや長期滞在ビザを持つ者が大半だった。日本政府が貿易・投資の自由化の一環としてインドネシア・フィリピン・ベトナムの各政府との間でEPAを締結し、送出国の要望に沿う形で看護・介護人材を受け入れ始めてから、この流れが変わった。インドネシアは2008年度、フィリピンは2009年度、ベトナムは2014年度からそれぞれ介護福祉士候補者を日本に送り出している。この候補者たちの大半は、EPAの応募規定に従って母国では3年制・4年制の看護学校を卒業しており、母国で看護師資格を取得している者も少なくない。EPAで来日した介護人材は2019年度までにこの3カ国合わせて5,063人になった。EPA制度では、介護福祉士候補者たちは訪日から4年間（条件を満たせば5年間）のうちに日本語での国家試験に合格することが目標にされている。厚生労働省の統計によれば、上記の来日者のうち1,322人は同年度末までに介護福祉士の国家試験に合格し、資格を取得している。

EPA候補者は毎年春に来日するが、2020年度はコロナ禍に伴う出入国管理の強化で大幅に遅れた。感染をよく抑え込んでいるベトナムからは、11月初旬に介護福祉士候補者193人が看護師候補者38人とともに来日した。インドネシアからも12月中・下旬に介護福祉士候補者280人が看

護師候補者23人とともに来日した（外務省の報道発表〔2020年11月9日と12月16日〕資料に基づく）。国際移動が困難なコロナ禍の最中でも、EPA介護人材の送出し熱・受入れ熱はそう冷え込んでいないことがうかがえる。

一方、技能実習の制度では、2017年11年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）が施行され、技能実習の対象業種に「介護」が付け加えられた。2018年から新型コロナウイルス感染拡大が始まる直前までは、介護業界でもベトナム、ミャンマー、中国などのアジア諸国からの技能実習生の受け入れが進んだ。日本政府認可の外国人技能実習機構による2020年3月の調査によれば、この時点で介護分野で研修を受ける外国人技能実習生は8,967人で、全実習生（36万6,167人）の2.4%を占めた。訪日した介護技能実習生はすでにEPAでの受入れ総数を上回る。国籍別で最も多いのはベトナム人（3,523人）で、介護技能実習生の約4割を占める。以下多い順に、ミャンマー人（1,486人）、インドネシア人（1,423人）、中国人（1,173人）、フィリピン人（615人）、モンゴル人（254人）、カンボジア人（155人）—と続く。

技能実習生の他の業種では、送出国では日本語などの研修期間が半年間ぐらいというケースが多い。しかし、介護の仕事では一定レベル以上の日本語能力は必須である。厚生労働省による介護職種の技能実習制度運用要領では、日本入国1年目の「第1号技能実習」では、日本語能力試験の「N4」レベルに合格、あるいはこれと同等以上の能力を有すると認められる者と定められている。このため、介護分野の実習生は現地で約1年間と他の業種よりも長く研修を受ける。実習生はその分、費用も時間も多く費やしている。そうした事情もあって、筆者が2020年5～6月にベトナムやミャンマーの送出し機関の担当者から得た情報では、コロナ禍を理由に来日予定を取りやめる数は限定的だった。

建設、製造などの82業種で技能実習生の受け入れが進むが、人手不足への対応や賃金抑制のために実習生を雇用している企業も多く、労働関連違法など人権侵害事案が目立つ。職場から逃げ出す「失踪」も多く、2018年は実習生全体の2・1%にあたる9,052人が「失踪」、2019年も6

月末までに4,499人の「失踪」が確認されている（毎日新聞デジタル、2019年11月12日）。その中で介護分野の実習生の多くは社会福祉法人が受入れている。また実習生の大半が若年女性という事情もあって、「失踪」の事例報告は全国的にほとんどなく、地方自治体によっては補助金を付けて積極的に受け入れを推進している。

日本政府は2018年12月の出入国管理法改定に伴って、「特定技能」という新在留資格を介護など14分野について設けた。これは、技能実習生よりは専門性が高い資格と位置づけられ、介護分野については送出国で日本語能力試験N4以上に合格のほか、介護日本語評価試験などにも合格する必要がある。今後、人手不足の深刻化が見込まれる介護について、政府は2019年度から5年間で特定技能の中でも最も多い6万人（最大）を受け入れると発表している。この在留資格は、EPAで来日しながら規定年数（最長で5年間）のうちに介護福祉士の国家試験に合格できなかった者（在留資格は「特定活動」）の受け皿にもなっている。日本政府は、試験の合格点の50%以上をマークするなどの条件を満たした者については特定技能の在留資格を取得できるようにし、試験不合格者も引き続き日本で働ける道を拓いた。

しかし、特定技能制度による日本への受け入れは、送り出し国であるアジアの諸外国政府との間の交渉の遅れに加え、新型コロナウイルスの感染拡大で人の国際移動が制限されたこともあり、極めて限定的な数にとどまっている。法務省出入国在留管理庁の調べでは、特定技能1号（2号はさらに高い技術を持つ者向けで、家族帯同も可）の資格で日本に滞在する外国人数は2020年9月末時点で8,769人、このうち介護分野は343人のみである。

一方、日本政府は2016年に出入国管理法を改定して「介護」という在留資格もつくり、翌年から施行している。これは、外国籍の者が日本の学校を卒業して介護福祉士の資格を取得しても、日本で介護業務に就けないという問題などへの対応として創設された。現実には、日本語学校を経由するなどして福祉系の専門学校・短期大学に入学・卒業して介護福祉士の資格を得た外国人留学生に、「介護」の在留資格を与えているケースが大多数である。また、EPAで来日し

て介護福祉士の資格を取った者も、それまでの「特定活動」から「介護」に在留資格の変更ができるようになった。

「介護」という在留資格ができてから、入学生の減少によって大幅な定員割れ状態が続く福祉系の各専門学校は競うように海外からの留学生集めに力を入れ始めた。地元の介護施設にとっても、専門学校・短大を卒業すれば介護福祉士資格を得られる外国人材は、国家試験に合格できない者も少なくないEPA候補者よりも長期安定的な労働力につながる可能性がある。こうした期待感から、奨学金を出して専門学校などに通わせながら、アルバイト勤務（法令では週に28時間以内）をしてもらっているケースが多い。

こうした「介護留学生」はここ数年、日本各地で急増した。介護福祉士を養成する専門学校などでつくる日本介護福祉士養成施設協会の調べでは、全国の養成施設への外国人入学者数は2016年度には257人にすぎなかったが、その後、年を追って急増し、2019年度は2,037人に増えた。入学時期に感染が拡がり始めた2020年度も、20カ国から計2,395人の外国人が入学している。これは、全国の養成施設の入学生総数（7,042人）の34%を占める。

2. 福岡県における行政の支援と受入れの進展

介護分野における技能実習生や留学生の受入れは2018年度以降、人手不足が深刻で、また外国人受入れの経験がある介護施設が多い都市部を中心に急速に進んだ。その一つが福岡県である。筆者は2020年10月下旬、新型コロナウイルスの新規感染者数が1日数名以内と、感染が比較的収まっていた同県内の各地で、外国人介護人材や受入れ関係者に対して感染防止策をとりながら面談するなどし、長引くコロナ禍での実情を調べた。

福岡県の高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室の調べでは、同県内の介護職員数は2013年度は70,253人だったが、高齢化の進展とともに、2018年度には82,635人に増えた。2025年度には95,246人の需要が見込まれている。今後、年平均で2,000人近く介護職員を増やす必要がある。2025年に向けた福岡県の介護人材確保の方針

は、政府の方針と同様、国内人材の確保対策の充実・強化が基本である。そのうえで、同県内の生産年齢の人口の減少も踏まえ、外国人材の確保にも力を入れている。

同県では、EPAの取り決めの枠組みに沿って、2008年度以降、いくつかの介護施設が東南アジアの介護人材を受け入れてきた。EPAでの2008年度以来の受入れの累計数は112人（介護福祉士資格取得者は18名）で、国籍別ではインドネシアが49人（うち期間満了5人、この中の4人が合格。途中帰国2人）、フィリピンが57人（うち期間満了は16人、この中の13人が合格。途中帰国3人）、ベトナムは6人（期間満了の1人は合格。途中帰国は1人）である。筆者が同県庁を訪問した時点では、同県内の22施設が介護福祉士候補者84人を受け入れていた。地域的には県南部の筑後地方が多い。

外国人介護人材受け入れは、福岡県も全国のトレンドと同様、技能実習生の数がすでにEPA介護人材を大きく上回っている。2019年度以降、福岡市内の施設を中心に急増した。福岡県の資料によれば、2020年6月末までに外国人介護人材実習機構に認定された計画で受入予定人数は県内で439人である。この大半がすでに県内の介護施設で勤務している。国籍別では、全国の傾向と同様、ベトナム人（182人）、ミャンマー人（86人）、インドネシア人（42人）一の順に多い。

県の担当者によれば、ベトナムは政府が積極的に自国労働者を海外に送り出す方針であることから、制度が整っていて派遣・受け入れをしやすいという。また、ミャンマーからの来日がここ2、3年急増した。同国では国民の約9割が仏教徒である。彼らの中には、体の不自由な高齢者の介護をすることも「徳を積む」という仏教の教義を果たせるとの考えがあり、介護は敬遠される職業ではなく、むしろ人気があるという（2020年4月21日、ヤンゴンに養成校を持つ人材送り出し機関であるミャンマー・ユニティ開催のオンラインセミナーでの北中彰・同社最高顧問の発言）。こうした見方が介護業界に拡がりつつあることも、ミャンマー人介護人材急増の背景にある。

福岡県内には専門学校などの介護福祉士養成機関が15校ある。福岡県の調べでは、2020年度、計559人の在学生のうち277人（49.6%）は留学生

である。福岡市に集中し、同市の調査では142人の留学生が学んでいる。国籍別では、ネパール107人、ベトナム53人、中国51人、ミャンマー34人、フィリピン12人、スリランカ8人、バングラデシュ5人、インドネシア3人、韓国2人、台湾・モンゴル各1人である。

この分野の県内の留学生は、2018年度は67人だったので、この2年間で約4倍に増えたことになる。留学生は卒業して介護福祉士の資格をとれば在留資格は「介護」に切り替わるが、県内のこの資格保持者は2019年12月末時点では28人にすぎない。留学生たちが今後順調に卒業して「介護」ビザをとれば、この数は急増が見込まれる。このビザをとると、家族帯同も、在留期間更新も可能で、職場変更もできる。

福岡県は2020年度、技能実習生ら対象の技術研修事業実施に500万円の予算をつけた。

また、2019年度、32人の介護留学生に奨学金を交付した。介護施設が学費の3分の1から2分の1ぐらいを負担する。留学生が介護福祉士の国家資格をとってから、ある一定期間、同じ施設に勤務する場合はその返済は免除するとの取り決めをしているケースが多い。

福岡県は介護人材の確保のために日本人を対象にした促進事業も実施している。コロナ禍になって緊急短期雇用創出事業を実施し、失職した人を介護で雇用する場合、3カ月間、その報酬の一部を定額補助している。ただ、その数は、筆者の同県庁訪問時点では限定的だった（福岡県に関する上記の記述は、同県介護人材確保対策室が作成の資料「外国人介護人材受入れについて」と同対策室の三重野直美・介護人材担当班長との面談〔2020年10月29日〕に基づく）。

2025年度に約5,500人の需給ギャップが発生すると予想されている福岡市も、2019年度に外国人介護人材受入プラットフォームを設けた。そのうえで、外国人介護人材を受入れている法人の体験を聴く催しをしたり、ミャンマーからの人材受入れに関心のある市内の事業者らを集めて「ミャンマー福祉ミッション団」を同市の姉妹都市であるヤンゴンなどに派遣している。2021年度には地元の複数の介護福祉士をミャンマーに派遣して、日本就労希望者の指導にあたりるとともに、福岡のPR役もしてもらうという計画を練っている（同市高齢社会政策課の倉員知子・福

祉人材係長との面談〔2020年10月28日〕に基づく）。

3. 介護事業所の採用動向の変化

上記のように、福岡県では外国人介護人材の採用は技能実習生や介護留学生が中心になっている。ここ20年以上、外国人の就労支援や研修にあたっている株式会社インターアジア（所在地・小郡市）の中村政弘・社長は「福岡など九州ではEPA人材が長くステイ（定着）しないということで、事業者の雇用は技能実習生などにスイッチしている」と指摘する。現に筑後地方のある社会福祉法人は、日比間のEPA制度が始まってまもないころからフィリピン人介護福祉士候補を継続的に受け入れてきたが、2020年度からはミャンマーからの技能実習生の採用に重心を移す方針に転換した。その理由の一つは、EPA人材の定着率の低さである。これまでに9人を国家試験に合格させたが、より賃金の高い東京など大都市圏の施設への転職などで退職が相次いだ。9人の合格者のうち、2020年10月時点で勤務を継続していたのは3人だった。

筆者の大野は2018年に西日本各地での介護施設調査をもとに、地方の施設に配属されたEPA候補者が介護福祉士試験に合格して資格を取ったあと、大都市やその郊外の施設に職場移転するケースが少ないことを明らかにした（大野俊「日本定住化が進む『介護移民』－経済連携協定（EPA）での受入れ開始から10年目の現状と課題」『移民研究年報』第25号、2019年）。EPA人材の外国人は、国家資格取得後は日本人同様、自由に転職できる。都市部への人材流出は、それを幾度も経験した地方の介護事業者の悩みの種になっている。

また、EPA事業の日本側実施主体である国際厚生事業団の調べによると、2015年4月時点で、EPA枠で来日して国家資格を取得した介護福祉士345人のうち日本で就労していたのは261人（約76%）で、残りの84人（約24%）は何らかの理由で日本を去っていた。帰国者の中には再来日して介護福祉士として働く者もいるが、その数は少数にとどまるとみられる。

筆者の大野は2012年1月、仲間の研究者とともに、EPAで外国人介護福祉士候補者を受け入れた

日本全国の介護事業所を対象とした配布票調査を実施した。その結果、候補者の合格あるいは契約終了時（最長4年間）までにかかる費用（給与・賞与を除く）は平均約226万円だった。日本語教育や国家試験対策で「負担感が大きい」と答えた事業者が全体の76%、採算を度外視して将来の人手不足に備えての先行投資で受け入れたという事業所が23%を占めていた。EPA制度が目的として掲げる候補者たちの国家試験合格のために、受入れ施設側は全般に多額の投資をしている。そして、せっかく合格させても、前述のように都市部への転職や突然の帰国というリスクがある。

一方、介護留学生は現状、介護福祉士養成施設を卒業すれば介護福祉士の国家資格が暫定的に付与され、卒業後5年以内に国家試験に合格するか、5年間継続して介護の実務経験を積み、国家資格が取れる。施設側は卒業後一定期間以上、勤務してもらう契約をかわして奨学金を出しており、EPA人材よりも安定的な労働力になるとの期待がある。

また、技能実習は制度上、「本国への技術移転」が目的であり、国家試験合格が目標にされているわけではない。日本滞在可能期間は3～5年間だが、「特定技能」に在留資格を切り替えて、さらに3～5年働ける道が拓けている。給与を時給制にしたり、外国人でも国家資格取得者には支払う賞与を実習生には支払っていない事業所も多い。雇用主側としては、国家資格の取得などにかかる教育コストや賃金を抑制できるメリットがある。

介護労働安定センター（公益財団法人）が2019年10月に全国の介護保険サービス事業を展開する事業者を対象に実施した調査では、回答した9,126事業所のうち600事業所（6.6%）が外国籍労働者（総数は1,197人）を受入れていた。その内訳は①留学生（全体の30%）、②技能実習生（25.1%）、③「EPAによる受け入れ」（22.7%）、④在留資格「介護」（19.9%）の順に多かった。この調査では、外国人を受け入れている事業所の方が受け入れている事業所に比べて「職場に活気が出る」との回答の割合ははるかに高いとの結果も出ている。

外国人介護人材は留学生や技能実習生が数的にも優位になっている。このような状況の日本

でコロナ禍に巻き込まれた各在留資格の介護スタッフはどのような問題に直面したのかを、やはり福岡での調査をもとに以下に述べる。

4. コロナ禍で技能実習生や介護留学生が直面した課題

新型コロナウイルス感染で重症化する確率が高い高齢者が利用する介護施設では、日本人スタッフ同様、外国人スタッフも緊張感をもった業務や生活を強いられている。

筆者は2020年10月下旬、関係者の協力を得て、福岡県内で勤務するベトナムとミャンマーから来日した10人の介護技能実習生、中国人ら5名の福祉専門学校留学生に面談し、来日動機・現在の業務や生活の実情などについて話をうかがった。

生活上の問題として、被面談者の大半が挙げたのが私生活での行動の制約である。ミャンマー人技能実習生の女性（20代半ば）は2020年3月に来日以来、職場の特別養護老人ホームとアパートの往復の日々である。雇用主から「外出は買い物の時などだけ」と指示を受けており、アパートの周辺もほとんど歩いたことがない。「私たちは外国人ですから、日本に来たら、いろいろな所に遊びに行きたいです。でも、今まで行けていないです。それが一番困る」と語る。

技能実習生の中には、農業分野の技能実習生として農村部で5年間の勤務を終えてまもなく介護分野の実習生になったベトナム人女性（20代半ば）がいた。これは、コロナ禍で帰国できなくなった実習生がそれまでは認められなかった他の職種でも勤務できるようにした法務省の特例措置によるものである。彼女が農業実習生だったころ、収穫期には月に10数万円の手取りがあったが、農閑期にはそれが半減したという。そのように収入が不安定だったことも、職種変更の動機である。彼女は日本語能力試験N3に合格しており、高い日本語能力を必要とされる介護分野の求職では有利に働いた。「介護を選んだのは今後の自分のため。ベトナムのおばあちゃん、おじいちゃんも将来、日本人みたいに幸せになる（なってもら）ためです」と日本語で筆者に抱負を述べた。

中国人留学生の女性（20代後半）は特別養護

老人ホームで週に4日、アルバイトをしている。「高齢者の命にも関わるから、自分が健康管理しうがい、手洗い、消毒を意識してやっています。外出は、食べ物の買い物だけかな。[遊びでの外出は] 行けない、行かない」と言う。一番つらいこととしては「中国に帰りたいけど、帰れないこと」を挙げた。同じ質問に対して、別の中国人女性留学生（20代初め）は「生活費」と答えた。介護以外のアルバイトとして中華料理店で勤務していたが、コロナ禍で店が休業になり、その収入が途絶えた。「他のバイトも採用が少なく見つかるのが難しい」と言う。

中国人の場合には、日本社会で中国が今回のパンデミックの発祥地という認識が広がっていることも心を痛める点である。前述の20代後半の留学生は「全部、中国のせいじゃないと思うけど。しょうがない。自分で自分を慰め、励ましている」と言う。

5. 在留資格・国籍が多様化した施設で働く介護スタッフのコロナ禍体験

筆者は、特定活動（EPA）、介護（地元の短期大学を卒業しての介護福祉士資格取得者）、技能実習生、留学生の四つのコースで、数カ国から介護人材を雇用している福岡県内の介護施設での訪問調査も実施した。この施設では一時期、軽症ながら感染者が出た。その当時、雇用者側は子どもら同居家族がいる日本人介護スタッフについて、1~2週間、出勤停止にした。一方、外国人スタッフは独身なので、勤務を継続した。日本人スタッフが抜けた分、彼らの仕事量は増えた。通常は月に数回の夜勤が倍増した者もいた。施設長の言葉を借りると「フル稼働で、大活躍をした」という。

この施設で勤務する10人余りの海外人材の中で最も長い勤務体験があるのは、EPAの枠組みで来日し、2015年に介護福祉士の資格を取得したフィリピン人女性のAさん（30代半ば）である。いまはユニット介護リーダーであるAさんは当時の体験について、以下のように日本語交じりの英語で語る。

「月に10回前後、夜勤をし、夜勤明けは通常は午前9時で仕事が終わるところが午後1時ごろまで働かないといけなこともありました。それ

でも、職場は通常より人が少ないので、入居者に高い質のケアができなかったこともある。週に2回、入浴介助をすることになっているが、人手がなくて、1回になったこともある」

同僚との関係にも影響が出たという。

「ストレスをためて、少し動揺もする者もいて、誤解が起きたこともある。コロナのストレスから退職した日本人もいます。EPA仲間たちもまたストレスを感じた。以前のように、面談することもできないので、LINEのグループでメッセージを交換して『私もいま、すごくストレス』とか言いあった。フィリピン料理をつくって渡してあげると、気分が良くなった。私は彼ら（同僚）のことを考え、お互いに関わり合った」

利用者へのケアの実践や意識も変わった点がある。

「職場では常にマスクをつけて [ビニール] 手袋をはめています。自分の患者 [入所者のこと] には以前よりも鋭敏になっている。スキンタッチも避けていますが、避けられないときもある。今も患者の抱きかかえはしますが（以前はしていた）ハグはもうしません」

そして、長期化するコロナ禍での私生活について、以下のように語る。

「私たちは自由には外出できません。制限されています。買い物は2週間に1回の割合です。スーパーなどでも長くいるべきではないと思っているので、10分か15分くらいで出ます。毎日曜日に通っていたカトリック教会も（感染が）怖くて、ずっと行くのをやめています。どこにも行けなくて、ストレス発散ができない」

雇用主側は、人の多い都市部に出るのを禁じているわけではない。ただ、職場では、熱やせきをする入所者を一定期間、隔離したり、インターカムを使って1時間ごとの換気を徹底するなど、新型コロナ対策に全力を挙げている。そういう職場の緊張感が、Aさんら介護スタッフの生活圏を狭める結果につながっている。

来日してまだ日が浅く、年齢も若いミャンマー人技能実習生の中には、コロナ下で精神的に不安定になって帰国希望を口にする者も出た。雇用者側は、ミャンマー人の同僚に母国の料理を調理して職場に差し入れてもらうなどの対応に追われた。施設長の話によると、心身ともにストレスが高まる生活の中で、職場の人間関係

で摩擦が生じたときもあるが、危機への対応に追われる中で日本人・外国人の垣根なく結束力が高まったという。休日返上で、多くの残業もこなした外国人スタッフについて「彼らが頑張ってくれたということで、周囲（日本人スタッフ）の見る眼は変わった」と指摘する。

施設長は、コロナ禍が続く中で特にEPA制度で来日の介護福祉士やその候補者の能力が発揮されたという。彼らは母国では看護系の大学を卒業し、Aさんのように母国の看護師資格を取っている者もいる。「利用者の緊急時、何か変、おかしいという時の対応が、技能実習生や留学生よりも優れている。臨床の理解力もEPAの子たちが優秀」と指摘する。そして、他の外国人スタッフも含めて受け入れたことの良さを痛感したのは「あの子たちは温かい。お年寄りへの尊敬などの面では日本人より優れている」ということである。

6. 「外国人責任者」としての対応

これまでEPA介護人材、技能実習生など多くの外国人スタッフを雇用するようになった社会福祉法人では、職場の外国人スタッフを束ねる「外国人マネージャー」などのポジションを設けているところが少なくない。まだ全国に緊急事態宣言が出されていた2020年4月26日、筆者は福岡県内の介護老人保健施設で「外国人責任者」の立場にあったEPA介護福祉士のフィリピン人女性、Bさん（30代半ば）とスカイプで面談した。そのときの職場の様子について「日本人スタッフの方が（外国人よりも）不安がって、ピリピリしていた。『コロナは終わらない』と言っていたが、私は『どんな病気 [ウイルス感染] も終わるときは来るから、大丈夫』と言っています」と述べた。

フィリピン人が難しい場面に遭遇したときによく使うフィリピン語に「バハラ・ナ (Bahala na)」という言葉がある。フィリピン人の社会文化的価値観を表し、「何とかなるさ」というような意味である。筆者がBさんに「バハラ・ナですか」と尋ねると、「そうですね」と答えた。こうしたフィリピン人の持つ楽天性がコロナ禍でも発揮されている。同僚のフィリピン人の中には、帰国したくてもできない状態に陥り、不安

を口にする者もいた。Bさんは彼女とゆっくり話をし「(感染が) 落ち着いたら、いつでも帰れるから」と慰めた。

筆者は2020年10月27日にもBさんから話を聞いた。マイカーの中で昼食をとるなど感染リスクを避ける生活は以前と同じだった。「寂しくて、仕事にも勉強（国家試験対策など）にもやる気がなくなった子 [フィリピン人の同僚] も出たが、私が話をしたら落ち着いてくる感じ」だという。

コロナ禍でつらいことについての質問で、彼女の答えも「どこにも行けないこと」であった。職場では感染が収まってきた2020年10月初めから利用者の家族の訪問面会を許可したが、それも予約制で、時間も指定のスペースで10分間だけであり、「3密回避」は徹底している。雇用主側は市外への移動を禁止してはいるが、電車よりはマイカーでの移動を要請している。それでも、Bさんは2020年3月以降ずっと、通行人の多い市街地への移動は控えている。「行きたいけど、万が一（ウイルスを）持って帰ってしまったら、（自分を）許せないから」と言う。介護のプロとしての自覚の強さを示す言葉である。

まとめ

日本における「介護移民」はここ2、3年間、在留資格・国籍の多様化とともに急増した。新型コロナウイルスのパンデミック化は彼らの入国の勢いに歯止めをかける結果になった。それでも、受入れに関わる福岡県の行政や民間の関係者は、介護現場の人手不足は今後さらに深刻化するとの見通しから、外国人材の受入れ促進の方向で長期的な雇用戦略を練っていることがわかった。パンデミック下の介護現場では、外国人スタッフは日本人スタッフ同様、「エッセンシャル・ワーカー」として、私生活の行動を抑制しながら高齢者の命を守る役割を果たしている。ウイルス感染者が出た施設では、欠勤を余儀なくされた日本人スタッフの穴埋めをする形で残業をこなし、それまで以上に存在感が増したケースもみられた。

介護事業所の全国調査結果が示すように、コロナ禍以前の外国人介護人材の雇用では、留学生や技能実習生に重点を置く施設が増えてい

た。だが、本論考で明らかにしたように、疫病の流行という危機の現場では、母国で看護教育を受けたEPA介護福祉士の臨床の理解力や国家試験をクリアして資格取得したほどの日本語能力や介護知識が発揮され、外国人スタッフの先輩やリーダーとして評価を高めているケースもある。介護福祉士の資格を取得した外国人材の大都市圏への流出は、地方の施設にとって頭の痛い問題だが、2020年末以降の日本の状況が示すように、爆発的なウイルス感染拡大は首都圏などの人口稠密地域で起きている。

長引くコロナ禍でのこうした動きは、これまでの外国人介護人材雇用の流れに変化を生む可能性も秘めている。

[謝辞]

本論考のもとになる調査は、「新型コロナウイルス感染拡大に伴うケアの意識・実践の変容—日本定住外国人看護・介護スタッフに焦点をあてて」(京都大学東南アジア地域研究研究所内IPCR「東南アジア研究の国際共同研究拠点」研究タイプⅣ、研究代表者・大野俊)、「多様化する『介護移民』の市民権—定着と社会統合を中心に」(科学研究費補助金基盤研究(C)、課題番号:19K02137、研究代表者・大野俊)を活用して実施した。面談やそのアレンジに協力して下さった多くの方々へ改めて深謝を表したい。

参考文献 (本文中に記した文献以外のもの)

- 介護労働安定センター、「令和元年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査結果報告書」〈http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/2020r02_chousa_jigyousho_chousahyou.pdf〉、2020年
- 外国人技能実習機構、「国籍・地域別 職種別技能実習計画認定件数 (構成比)」〈<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201002-1-6.pdf>〉、2020年
- 厚生労働省、「『外国人雇用状況』の届け出状況まとめ [本文] (平成30年10月末現在)」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>〉、2019年
- 、「『外国人雇用状況』の届け出状況まとめ [本文] (令和元年10月末現在)」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590310.pdf>〉、2020年
- 、「第32回介護福祉士国家試験結果」〈<https://bit.ly/2WGvtvU>〉、2020年

- 国際厚生事業団、「受入支援等の取り組み・受入れ状況等について」〈<https://bit.ly/36pvdvV>〉、2015年
- 日本介護福祉士養成施設協会、「介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生」〈http://kaiyokyo.net/news/h28-r2_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf〉、2020年
- 法務省出入国在留管理庁、「特定技能1号在留外国人数 (令和2年9月末現在) 概要」〈<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334461.pdf>〉、2020年